

平成25年5月29日

医療法人社団太作会に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、医療法人社団太作会（以下「太作会」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

太作会が供給する歯列矯正に係る役務の表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第2号（有利誤認）に該当）が認められました。

1 太作会の概要

所在地 東京都小金井市本町五丁目12番15号陽栄ビル3階  
代表者 理事長 大作 武彦  
設立年月 平成3年12月  
資本金 8908万円（平成24年12月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

歯列矯正に係る役務

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自らが運営するウェブサイト **別紙**

(イ) 表示期間

平成24年7月1日から平成25年2月14日までの間

(ウ) 表示内容

「9才以下の矯正20万円でお受けします！（特殊な症例は除きます）」、「初診料3,000円、検査診断料30,000円、管理料がかかります。」、「管理料は毎月3,000円～5,000円です。」及び「今回、早い時期の9才迄のお子様に関り、20万円でお受け致します。」と記載することにより、あたかも、9歳以下の患者については、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金を支払うだけで対象役務の提供を受けることができるかのように表示していた。

<表示例>自らが運営するウェブサイトの表示



イ 実際

9歳以下の患者が対象役務の提供を受けるためには、前記ア(ウ)の合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金及び当該料金の消費税相当額のほか、当該合計233,000円の料金の消費税相当額及び「保定装置」と称する矯正器具に係る料金として32,650円の料金を負担することが必要となるものであった。

(3) 命令の概要

ア 太作会が行った前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：栗田、仲西

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

情報

HOME

院長・勤務医紹介

九重矯正歯科小金井

九重歯科多摩センター

歯並びが悪いと  
いけないの？

治療方法

矯正治療経過(実例)

インプラント

九重よもやま話

プチ矯正

院長・著作本のご紹介

ライフワーク

感謝の気持ちを込めて  
9才以下の矯正20万円  
でお受けします!  
(特殊な症例は除きます)  
初診料3,000円、検査診断料30,000円、  
管理料がかかります。  
管理料は毎月3,000円~5,000円です。



どうして9才くらいまでの矯正がいいのか

7才頃は上下の前歯が永久歯に生え変わります。歯が大きすぎると、隣から出てくる前歯が十分に萌えることができず重なってしまいます。この凸凹状態を叢生(そうせい)といいます。7~9才頃はアゴの骨が柔らかいので、比較的スムーズに矯正力(弱い力)を与えることで歯を誘導することができ、歯にかかる負担は少なくて済みます。また、あまり痛がらない、口の中の器具が目立たない、大人より少ない費用ですむ等の利点があります。早期に発見し早期に治すことは、健全な発育に大切なのです。



今回、早い時期の9才迄のお子様に関り、20万円でお受け致します。

9才前後になるとお子さんも精神的に成長をし、こちらの話をきちんと理解できるようになってきます。単純に楽しいだけとは言えない歯科矯正ですが、本人の同意を得て矯正を始めることも可能となります。早い時期にスタートする意義はここにもあります。



また効果的に矯正をするため、乳歯の時期と乳歯と永久歯が混在する混合歯列期に第一段階の矯正を行い、すべての永久歯が生えそろってから2段階目の治療を行うことでさらに効果的な治療が可能になることもあります。顎の骨の成長を何年も前に正確に予想するのは不可能です。成長が終了したことを確認してから、これから生涯にわたって正しい咬み合わせと審美的な風貌を手にするために、二段階に分けての矯正方法を選ぶのです。

第一段階の矯正をスタートするには9才以前に始めることが重要なのです。重度の矯正や大きな咬み合わせの異常は、永久歯が生えそろったときに始めますが、永久歯の大きな幅をもった方などは、二段階の治療が効果的です。

9才以前の方で永久歯の前歯が2~4本位 萌えてきた時

1. 歯のスキマのある方
2. 歯が異なった方向へはえてきた方
3. 反対にはえてきた方
4. 前後が出っ歯になってはえてきた方にご相談ください。

このような方は、不正がひどくなるのを防ぐ矯正を行います。

また1本・2本の歯だけを治す矯正を「プチ矯正」と言います。プチ矯正は、たいてい半年から1年程度で矯正が終了しますので、案に矯正を行っていただけます。

▶ 子供の矯正

## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### （報告の徴収及び立入検査等）

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその

職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

**（権限の委任）**

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

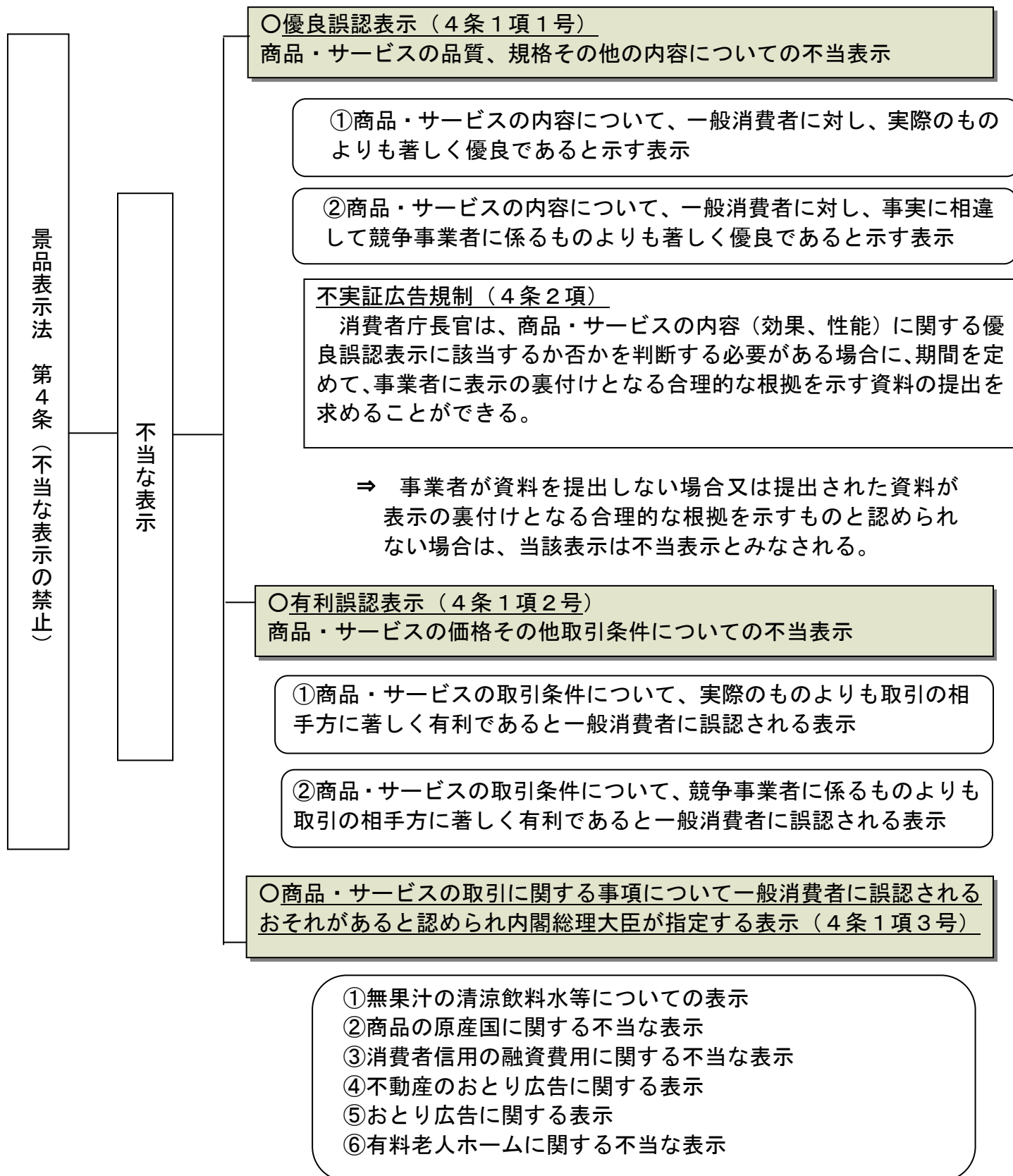
○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

**（消費者庁長官に委任されない権限）**

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第256号  
平成25年5月29日

医療法人社団太作会  
理事長 大作 武彦 殿

消費者庁長官 阿南 久  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴会は、貴会が供給する歯列矯正に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴会は、貴会が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴会は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成24年7月1日から平成25年2月14日までの間、自らが運営するウェブサイトにおいて、「9才以下の矯正20万円でお受けします！（特殊な症例は除きます）」、「初診料3,000円、検査診断料30,000円、管理料がかかります。」、「管理料は毎月3,000円～5,000円です。」及び「今回、早い時期の9才迄のお子様に関り、20万円でお受け致します。」と記載することにより、あたかも、9歳以下の患者については、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金を支払うだけで本件役務の提供を受けることができるかのように表示していたこと。

イ 実際には、9歳以下の患者が本件役務の提供を受けるためには、前記アの合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金及び当該料金の消費税相当額のほか、当該合計233,000円の料金の消費税相当額及び「保定装置」と称する矯正器具に係る料金（以下「保定装置料金」という。）として32,650円の料金を負担することが必要となるものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴会は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴会の役員及

び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴会は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴会は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 医療法人社団太作会（以下「太作会」という。）は、東京都小金井市本町五丁目1番15号陽栄ビル3階に主たる事務所を置き、歯科診療所を運営する事業者である。
- (2)ア 太作会は、昭和56年4月20日以降、東京都小金井市本町五丁目1番15号陽栄ビル3階に所在する医療法人社団太作会九重矯正歯科を通じて本件役務を一般消費者に提供している。
  - イ 太作会は、昭和58年4月14日以降、東京都多摩市落合547番地4黒田ビル3階及び同ビル5階に所在する医療法人社団太作会九重歯科多摩センターを通じて本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 太作会は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、本件役務について、平成21年10月27日以降、自らが運営するウェブサイトに表示していたところ、その表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 太作会は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成24年7月1日から平成25年2月14日までの間、自らが運営するウェブサイト（別添写し）において、「9才以下の矯正20万円でお受けします！（特殊な症例は除きます）」、「初診料3,000円、検査診断料30,000円、管理料がかかります。」、「管理料は毎月3,000円～5,000円です。」及び「今回、早い時期の9才迄のお子様に関り、20万円でお受け致します。」と記載することにより、あたかも、9歳以下の患者については、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金を支払うだけで本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。
  - イ 実際には、9歳以下の患者が本件役務の提供を受けるためには、前記アの合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金及び当該料金の消費税相当額のほか、当該合計233,000円の料金の消費税相当額及び保定装置料金として32,650円の料金を負担することが必要となるものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、太作会は、自己が供給する本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当



するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## HOME

院長・勤務医紹介

九重矯正歯科小金井

九重歯科多摩センター

歯並びが悪いと  
いけないの？

治療方法

矯正治療経過(実例)

インプラント

九重よもやま話

プチ矯正

院長・著作本のご紹介

ライフワーク

感謝の気持ちを込めて  
9才以下の矯正20万円  
でお受けします！  
(特殊な症例は除きます)  
初診料3,000円、検査診断料30,000円、  
管理料がかかります。  
管理料は毎月3,000円～5,000円です。

## どうして9才くらいまでの矯正がいいのか

7才頃は上下の前歯が永久歯に生え変わります。歯が大きすぎると、隣から出てくる前歯が十分に萌えることができず重なってしまいます。この凸凹な状態を叢生(そうせい)といいます。7～9才頃はアゴの骨が柔らかいので、比較的スムーズに矯正力(弱い力)を与えることで歯を誘導することができ、歯にかかる負担は少なく済みやす。また、あまり痛がらない、口の中の器具が目立たない、大人より少ない費用ですむ等の利点があります。早期に発見し早期に治すことは、健全な発育に大切なのです。

今回、早い時期の9才迄のお子様に関り、20万円でお受け致します。

9才前後になるとお子さんも精神的に成長をし、こちらの話をきちんと理解できるようになってきます。単純に楽しいだけとは言えない歯科矯正ですが、本人の同意を得て矯正を始めることも可能となります。早い時期にスタートする意義はここにもあります。



治療スタート時(当時7歳)



現在(9歳)

また効果的に矯正をするため、乳歯の時期と乳歯と永久歯が混在する混合歯列期に第一段階の矯正を行い、すべての永久歯が生えそろってから2段階目の治療を行うことでさらに効果的な治療が可能になることもあります。顎の骨の成長を何年も前に正確に予想するのは不可能です。成長が終了したことを確認してから、これから生涯にわたって正しい咬み合わせと審美的な風貌を手にするために、二段階に分けての矯正方法を選ぶのです。

第一段階の矯正をスタートするには9才以前に始めることが重要なのです。重度の矯正や大きな咬み合わせの異常は、永久歯が生えそろったときに始めますが、永久歯の大きな幅をもった方などは、二段階の治療が効果的です。

9才以前の方で永久歯の前歯が2～4本位 萌えてきた時

1. 歯のスキマのある方
2. 歯が異なった方向へはえてきた方
3. 反対にはえてきた方
4. 前後が出っ歯になってはえてきた方にご相談ください。

このような方は、不正がひどくなるのを防ぐ矯正を行います。

また1本・2本の歯だけを治す矯正を「プチ矯正」と言います。プチ矯正は、たいてい半年から1年程度で矯正が終了しますので、案に矯正を行っていただけます。

▶ 子供の矯正